

行方市立小中学校長 様

行方市教育委員会

「わくわく体験デー」の実施について（通知）

標記の件について、茨城県教育委員会では、令和6年度より「ラーケーション（学習と休暇を組み合わせた造語）」を実施しております。

つきましては、本市においても、昨年度に引き続き下記のとおり実施いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 名称 わくわく体験デー

2 目的

児童生徒が、校外（家庭や地域）において、体験活動等を企画し、平日に保護等と活動できる機会を確保する。

3 内容

(1) 学校は、児童生徒が、保護者等の休暇に合わせて、年間5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席としない日「わくわく体験デー」を設定する。

(2) 学校は、学校行事等、「わくわく体験デー」を設定できない日（期間）を決定し、保護者及び児童生徒に通知する。

【「わくわく体験デー」を設定できない日（例）】

- ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
- ・修学旅行、野外教育活動などの宿泊を伴う学習
- ・体育祭、運動会、文化祭、発表会などの学校行事
- ・定期テスト
- ・職場体験学習
- ・そのほか学校長が定める日

(3) 「わくわく体験デー」を活用し体験活動を行った後は、保護者等と話し合い、振り返りを行う。また、提出については任意であるが、「わくわく体験記録カード」（別紙2）に活動記録を作成する。

4 実施時期

令和6年5月より実施

5 申請方法

- ・保護者は、原則1週間前までに「わくわく体験デーカード」（別紙1）に必要事項を記入し学校に申請する。

6 その他

(1) 「わくわく体験デー」の取得は義務ではないものとする。また、学校での出席簿並びに指導要録、調査書における取扱については「出席停止・忌引等」とする。

(2) 「わくわく体験デー」における学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引き等で登校しなかった場合と同様にする。